

# 大災害時における 福祉用具の地域連携マニュアル

大災害時における  
対策と対応について

第4版

令和7年1月  
改定

一般社団法人 日本福祉用具供給協会



## はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、東北から関東地方にいたる広域な範囲に甚大な被害を及ぼし、高齢者を含めた多くの方々が自治体の指定する避難所や仮設住宅での長期に渡る生活を余儀なくされました。広域に散在する各避難所でADLが容易に低下する状況の中では『福祉用具のニーズの特定』と『供給手段の確保』に非常に苦慮いたしました。

会員各社におかれましては、大規模災害時にあって自らも被災者であるにもかかわらず、必要な物資の把握及びその迅速な供給という使命遂行に全力を尽くして頂きましたが、想定外の物流ネットワークの寸断やガソリンの不足等により、事業活動に深刻な影響が生じたため、充分に福祉用具を供給することが出来ず、大変辛い思いをされたとも聞いております。

東日本大震災以降も地震のみならず、大型台風、集中豪雨、大雪による被害など多くの災害を経験し、近年の我が国は常に自然災害と隣り合わせの状況にあります。事前の予測も難しく、今後も自然災害の発生リスクは一層高まっていると考えざるをえません。

上記のような現状を踏まえ、平成29年1月に制定いたしました、「大災害時の福祉用具地域連携マニュアル」を、より的確な情報提供を行うことを目的に、このたび改訂することと致しました。

被災地域での被害を最小限に食い止め、必要な時に必要な福祉用具を必要とされている方に、今後更に適切に供給できますよう、本書が各地域で各関係者の方々に最大限に活かされることを祈念いたします。

令和7年1月

一般社団法人日本福祉用具供給協会

## 目 次

はじめに	1
<b>1 一般社団法人日本福祉用具供給協会並びに 会員各社がなすべきマニュアルについて</b>	4
<b>2 大災害の定義</b>	4
<b>3 災害支援活動の地域連携の基本的な考え方</b>	5
<b>4 災害対策本部の設置について</b>	5
<b>5 大災害発生時の地域連携対応手順</b>	6
<b>1 会員各社(事業所単位)</b>	
<b>a 平時から準備しておくこと</b>	6
<b>b 発災初期(情報収集期)</b>	7
<b>c 発災中期(対応期)</b>	7
<b>2 ブロック(地域の会員)及びブロック長</b>	
<b>a 平時から準備しておくこと</b>	8
<b>b 発災初期(情報収集期)</b>	9
<b>c 発災中期(対応期)</b>	10
<b>3 基幹災害対策本部(日本福祉用具供給協会本部又は東北支部)</b>	
<b>a 平時から準備しておくこと</b>	11
<b>b 発災初期(情報収集期)</b>	12
<b>c 発災中期(対応期)</b>	13

## 6 沿岸域との協定締結について

13

## 7 報道機関対応

16

### 資料編

## 1 対価の取扱いについて

18

## 2 広域災害支援依頼体制

19

## 3 一般社団法人日本福祉用具供給協会基幹災害対策本部

20

## 4 首都圏直下型地震発生時における 基幹災害対策本部機能の移転について

20

## 5 協定書標準様式

21

## 6 参考資料① 備蓄や保管・持ち運びに便利な 福祉用具等のカテゴリリスト（イメージ）

26

## 7 参考資料② 災害発生時の対応フロー

27

## 8 参考資料③ 災害発生時の対応チェックリスト

30

## 9 参考資料④ 災害救助法の制度概要（令和5年6月版）

33

## 10 参考資料⑤ 令和6年能登半島地震に関する通知等

35

## 11 参考資料⑥ 物資調達・輸送調整等支援システム

48

# 1

## 一般社団法人日本福祉用具供給協会並びに 会員各社がなすべきマニュアルについて

本マニュアルは、一般社団法人日本福祉用具供給協会に加盟する会員各社が大災害時において地域と連携した福祉用具等物資の供給協力をすることをもって、復旧・復興を支援し罹災地に対する社会的貢献を履行すべき行動や手順を簡略に示しています。大切な点は、報告・連絡・相談を欠かさず、かつ速やかに行っていただくことです。他支部・ブロックへの支援要請の必要性を判断する上でも、会員各社より状況をできるだけ詳しく報告いただくことが非常に重要となります。

# 2

## 大災害の定義

### ① 大震災

震度6弱以上の揺れによる地震災害

### ② 大規模な

火災・風水害・雪害

広範な火災、台風、雪害等による地域インフラが壊滅的被害に陥った場合

### ③ 大震災の切迫

首都直下地震、東海地震、東南海地震、南海地震等の地震予知情報が発表された場合、災害の規模がどのようなレベルで対策の対象とするかの判断が難しいため、まず災害が発生した時点で当該被災地の各都道府県支部・ブロックに状況確認を行い、即時に対策本部を設置することを最優先とし、その後、必要性が認められない場合は速やかに解散させることで、不測の事態に対する事前対応を優先させます。

# 3

## 災害支援活動の地域連携の 基本的な考え方

一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下、「協会」）の地域連携マニュアル（以下、「マニュアル」という）は、地震等の災害が起きた時に、被災地域における要配慮者に対する災害対応が円滑に行われるよう、基本的な考え方や実施方法について、自治体担当部署（危機管理課、総務課、高齢者福祉課等自治体によって異なる）や地域包括支援センターとの連携と福祉用具の支援のあり方について考え方と支援手順を取りまとめたものである。

一般社団法人日本福祉用具供給協会の会員企業（以下、「会員」という。）、ブロック、協会として、各組織がどのような役割分担をして活動すればよいか、時系列での整理を行っています。

熊本地震でも、被災後の避難所や福祉避難所での要配慮者の生活支援が問題となっていました。被災要配慮者の避難所生活における福祉用具の果たす役割は重要になってきます。

# 4

## 災害対策本部の設置について

災害時は、ブロック単位において以下の災害対策本部を設置する。

### ① 前線災害対策本部 (ブロック単位)

罹災地において被災状況を把握し、基幹災害対策本部に対し情報提供を行う。緊急配送車両の登録、ニーズの把握を行う。協定に基づく商品の手配・配送を行う。

### ② 基幹災害対策本部 (協会本部)

前線災害対策本部の要請により協定に基づかない物資等の手配を行う。複数のブロックに跨る災害時の連絡調整を行う。  
※首都圏直下型地震が発生した場合、東北支部に基幹災害対策本部(東北)を設置する。

# 5

# 大災害発生時の地域連携対応手順

## 1 会員各社(事業所単位)

### a 平時から準備しておくこと

#### ① 地域の関係組織との連携、防災状況の確認

災害時に最も重要なのは、地域の関連組織の事前把握や関係作りです。日常業務において、担当している利用者の地区の地域包括支援センター等への挨拶を行い、そして緊急時には遠慮なく連絡ができるといった顔の見える関係作りが大切です。可能であれば、地域の関係組織の連絡先及び緊急連絡先などを複数把握しておくと良いでしょう。

また、地域の防災活動や備蓄庫や備蓄品などの把握も大切です。把握することで、地域の防災の考え方や不足品などを事前に把握し、提案することや災害時に行動することができるようになります。

#### ② 避難場所等の確認

担当地域の被災時の避難場所や避難経路・避難方法等を含めた地域の防災情報を地域包括支援センター等の窓口から事前に確認しておいてください。これらの活動を通じ、いざという時にどこに連絡を取ればよいのかが把握できることに繋がります。

特に、福祉避難所の管理部署とは必ず情報連携が取れるように日ごろから連携を心がけてください。福祉避難所開設後に、介護保険の利用者が避難する可能性が高いです。

#### ③ 会員間の連絡方法の決め

災害時には、活動する会員も被災者となる場合があります。会員企業内の従業員並びにその家族や会員企業間の被災状況を確認し、事業継続性や支援がどの程度可能か見極めるためには、それぞれの連絡網を整備し、連絡方法を定めておく必要があります。

#### ④ 福祉用具提供を想定した訓練

災害時に福祉用具の提供を適切に行うためには、日ごろからの訓練が重要になります。

会員企業内での災害を想定した自己防災訓練は災害発生時の落ち着いた対応に繋がります。

#### ⑤ 物資の確保

会員各社では、通常の福祉用具物資確保の他、災害時の多くは停電を伴うことから、停電時でも使用可能な福祉用具を少しでも多く保有することが望されます。また、感染症対策の観点から、搬入出にあたって必要となる一般的な感染対策物資(マスク、消毒液等)を確保しておくことが望されます。

## b 発災初期(情報収集期)

### ①身の回りの被害状況の確認

まず、自分や家族の安全を確保し、身の回りの状況から災害状況を確認します。

### ②避難所の設置状況の確認

自治体の災害対策本部の設置状況や避難所の開設・場所等の状況を確認します。

### ③利用者・会員の安否確認と事業継続性の確認

会員企業内の被災状況の確認を行い、事業所内の人的被害・建物被害・ライフライン被害・福祉用具など供給物資被害などを取りまとめ、ブロック長へ報告します。また、事業継続や福祉用具供給支援がどの程度可能かも確認し、報告しましょう。

### ④地域包括支援センター等、地域関係組織との連携

地域包括支援センターと情報を共有し、災害時要配慮者がどの程度・どの場所にいるのかなどを把握しておきます。特に、福祉避難所の管理部署とは必ず情報連携を取るようにしてください。

## c 発災中期(対応期)

### ①福祉避難所の開設状況の把握

地域包括支援センターと情報を共有し、福祉避難所の開設状況や災害時要配慮者がどの程度いるのか、どのような状況(心身状況・介護状態・機器)にあるのかを事前に把握しておきます。

### ②要請に基づく支援物資の搬送と設置・適合

自治体からの「福祉用具等物資供給要請書」に基づき(ブロック長とりまとめと指示)、福祉用具等支援物資を指定場所(避難所等)に搬送し、設置します。搬送にあたっては、道路事情に問題ないかどうかを自治体に確認するようにします。設置時には、電源が必要な機器の場合は、前もって要請場所に確認を入れておくとスムーズな設置に繋がります。設置後は、適合と使用説明を使用者並びに家族・介護者に行い、適切に使用ができるかを確認します。引上げ・移設などの連絡先を設置場所の責任者に伝えることを忘れないでください。また、設置場所や製造番号等の識別番号を記録し、『何が』『どこに』『いつ』『誰に』『誰が』設置したかなど、後日追跡ができる情報を記録し、会員企業でとりまとめ、ブロック長へ報告します。必要に応じて、地域包括支援センターとも設置の報告を行うとなおよいででしょう。

### ③設置後のフォロー

設置後、心身状態の変化による再適合や避難場所の移動などフォローを行います。

引上げ・移設などが生じた場合は、その旨記録を残して処理し、地域包括支援センターやブロック長との連携を行います。

### ④物資の代金処理

供給にかかった費用請求をブロック長(又は本部事務局)に行います。支払い期日については各自治

体との協定に基づき決定します。(流れ:会員企業→ブロック長(又は本部事務局)→自治体)

※災害発生時の対応フローを参考資料②-1(27ページ)に、災害発生時の対応チェックリストを参考資料③-1(30ページ)に添付。

## 2 ブロック(地域の会員)及びブロック長

### a 平時から準備しておくこと

#### ① 地域の関係組織や協会本部との連携、防災状況の確認

自治体の高齢者・障がい者福祉部門、防災担当部門を含めた地域包括支援センターと災害時の取り組みについて協議し、お互いの役割や連絡方法を確認しておきます。また、防災訓練や防災の在り方・保管物資なども確認しておくと、いざというときに対応しやすくなります。

特に、福祉避難所の管理部署とは必ず情報連携を取るようにしてください。

また、協会本部との通信手段を確認しておきます。物資供給後の請求・支払い条件等をブロック内の会員企業と事前に整備しておきます。

あわせて、当協会や福祉用具供給事業者に対する要望(ニーズ)の聞き取りを隨時実施し、具体的な要望内容については協会本部へ伝達するようにします。

#### ② 避難場所等の情報の共有

ブロック内の被災時の避難場所や避難経路・避難方法等を含めた地域の防災情報をブロック内の会員企業及び協定締結自治体から事前に確認しておいてください。これらの活動を通じ、いざという時にどこと連絡を取ればよいのかが把握できることに繋がります。

#### ③ ブロック内や近隣ブロック・支部間の連絡方法の決め

ブロック長は、ブロック内の会員企業や近隣ブロック・支部間との連絡先や連絡方法・流れを事前に定めておく必要があります。その際、連絡先及び緊急連絡先などを複数把握しておくと良いでしょう。

事前に、ブロック内での専門的要請時の対応方法・手順を策定(派遣エリアの設定等)しておきます。

##### ●一般要請:衛生用品、おむつ、食事用品等汎用性のある物資要請

会員企業在庫状況、賛助会員企業在庫状況を踏まえて供給する。

##### ●専門的要請:身体状況を加味しなければならない物資要請

会員企業在庫状況、賛助会員企業在庫状況を踏まえて搬入する。

また、福祉用具専門相談員は現地において必要に応じて適合確認を実地する。

#### ④ 通行許可証の事前申請方法・発行部署の確認

事前に、通行許可証の事前申請(審査)の可否及び、通行許可証の申請／発行部署を確認して

おいてください。(通行許可については、協会名義で県単位に事前申請(審査)が可能な場合があります。)

## ⑤福祉用具提供を想定した訓練

災害時に福祉用具の提供を適切に行うためには、日ごろからの訓練が重要になります。

ブロック内での災害を想定したブロック内の会員企業での防災訓練は災害発生時の落ち着いた対応に繋がります。

### b 発災初期(情報収集期)

#### ①ブロック内の被害状況の確認

ブロック内の会員企業の安全を確保し、会員企業の状況報告や報道機関情報から災害状況・規模を確認します。

#### ②避難所の設置状況の確認

自治体の災害対策本部の設置状況や避難所の開設・場所等の状況を確認します。

#### ③会員企業の安否確認

ブロック会員企業内の被災状況の確認を行い、ブロック企業内の人的被害・建物被害・ライフライン被害・福祉用具など供給物資・車両被害、事業継続に不足している物資の要望などを取りまとめ、協会本部へ報告します。また、事業継続や福祉用具供給支援がどの程度可能かも確認しておくと、近隣ブロックや支部への応援要請の判断が速くなります。

#### ④前線災害対策本部の設置判断

##### 前線災害対策本部(ブロック)とは

罹災地において被災状況を把握し、基幹災害対策本部に対し情報提供を行う。

緊急配達車両の登録、ニーズの把握を行う。協定に基づく商品の手配・配達を行う。

##### 基幹災害対策本部(協会本部)とは

前線災害対策本部の要請により協定に基づかない物資等の手配を行う。

複数のブロックに跨る災害時の連絡調整を行う。

首都圏直下型地震が発生した場合、東北支部に基幹対策本部(東北)を設置する。

ブロックごとに、ブロック長は前線災害対策本部の設置の必要性を判断します。前線災害対策本部はブロック長事務所に設置し、自治体と基幹災害対策本部に報告します。

## ⑤地域包括支援センター等との連携

ブロック内の会員企業や地域包括支援センター等と情報を共有し、災害時要配慮者がどの程度・どの場所にいるのか、福祉避難所の開設予定場所などを把握しておきます。支援物資供給に必要な車両の燃料補給地点等も把握しておくと、スムーズな供給に繋がります。

## ⑥通行許可証の申請

福祉用具など供給物資供給をスムーズに行うために、必要に応じて警察署へ通行許可申請を行います。

## C 発災中期(対応期)

### ① 福祉避難所の開設状況の把握

福祉避難所の開設状況や収容規模、供給に必要な交通を含めたライフライン等を確認しておきます。

### ② 必要物資の要請状況の把握と手配

自治体からの要請状況及び安全な搬送経路を把握します。物資等の手配は、全容把握の為、ブロック長経由で基幹対策本部への依頼を原則とします。なお、ブロックでは供給の可否について確認が取れない場合は基幹災害対策本部へ相談します。

#### 自治体(協定締結先)からの要請について

原則として協定書を締結した自治体からブロック長(又は本部事務局)に福祉用具等の供給依頼が書面(メール又はFAX)で届きます。なお、通信状況や緊急度合いなどによって、電話での口頭要請や会員企業への直接要請もあり得ますので、その際は各位での対応をお願いします。

自治体から書面による  
『要請項目』

- ① 要請年月日
- ④ 搬入希望場所
- ② 要請品目
- ⑤ 供給形態の確認(販売・貸与等)
- ③ 要請数量

自治体への書面による  
『回答事項』

- ① 回答年月日
- ④ 搬入方法
- ② 供給可能数
- ⑤ 担当者及び連絡先
- ③ 搬入場所

注)供給数量・搬入方法等、措置の状況に変更が生じた場合は、速やかに連絡・対応してください。

### ③必要物資の搬入振り分け

事前に策定した、ブロック内での専門的要請時の対応方法・手順に従い、「福祉用具等物資供給要請書」を基に福祉用具等をブロック内会員企業へ振り分けます。振り合分ける際は、『いつ』『何を』『どこに』振り分けたかを記録に残し、設置報告と照合できるようにしておきます。

### ④自治体へ必要物資の設置報告

ブロック内の会員企業からの設置報告を取りまとめ、要請のあった自治体や基幹災害対策本部へ設置の報告を行います。搬入振り分け記録と設置記録を照合し、スムーズな供給ができているかを管理します。

### ⑤物資の代金処理

協会名義で供給にかかった費用請求を協定締結先自治体と行います。支払い期日については各自治体との協定に基づき決定します。(流れ:会員企業→ブロック長(又は本部事務局)→自治体)

事前に取り決めた、ブロック内の会員企業と請求・支払い条件等に応じて会員企業へ支払いをします。

※災害発生時の対応フローを参考資料②-2(28ページ)に、災害発生時の対応チェックリストを参考資料③-2(31ページ)に添付。

## 3 基幹災害対策本部(日本福祉用具供給協会本部又は東北支部)

### a 平時から準備しておくこと

#### ①関係組織との連携

協定締結先の災害時の取り組みについて情報を取りまとめ、ブロック長や支部等お互いの役割や連絡方法を確認しておきます。また、災害時の通信手段として、携帯電話の使用を確認しておきます。災害時携帯電話は本部事務局と、基幹災害対策本部(東北)に配付します。

首都圏直下型地震が発生した場合は、東北支部に基幹災害対策本部(東北)を設置します。その為の情報等の内容・手段等を事前に協議しておきます。

#### ②賛助会員の物資供給の把握

必要物資の要請時に、スムーズに対応するため、事前に供給元(賛助会員)の連絡網を整備します。(連絡先・担当者・可能数・出荷拠点 等)

#### ③会員・ブロック・支部の連絡方法の確認

災害発生時でも連絡が取れるようするため、会員・ブロック・支部の連絡方法を確認しておきます。

**b**

## 発災初期(情報収集期)

### ①被災地の被害状況の確認

会員企業や報道機関の情報から被災地の災害状況や規模を確認します。

### ②避難所の設置状況の確認

会員企業や自治体・報道機関の情報から避難所の設置状況や場所等の確認を行います。

### ③会員の安否確認

ブロック長から会員企業の被災状況の報告を受けます。人的被害・建物被害・ライフライン被害・福祉用具など供給物資・車両被害、事業継続に不足している物資の要望などを確認します。また、事業継続や福祉用具供給支援がどの程度可能かも確認しておくと、近隣ブロックや支部への応援要請の判断が速くなります。

### ④自治体の災害対策本部の設置状況の確認

自治体の災害対策本部の設置状況と連絡網を確認します。

### ⑤基幹災害対策本部の設置判断

『大震災』や『大規模な火災・風水害・雪害』『大震災の切迫』が発生した場合、基幹災害対策本部の設置を判断します。

### ⑥前線災害対策本部との連携

前線災害対策本部と情報の連携を取り、複数のブロックに跨る災害時には連絡調整を行います。

前線災害対策本部の要請により協定に基づかない物資等の手配をスムーズに行うために、密に連携を行います。

## C 発災中期(対応期)

### ①要請に基づく支援物資の手配・確認

ブロック長からの物資要請に基づき、物資を手配します。

※手配は、ブロック長経由を原則とします。

※ブロック内で手配可能なものは、ブロック内で手配します。

※あわせて、安全な搬送経路に関する情報提供を行います。

設置後の状況報告を前線対策本部から受け、スムーズな供給が行えているかを管理します。ブロックでの供給が困難な場合は、近隣のブロックへ依頼します。

### ②ブロックへ物資の代金支払い指示

本部手配物資の場合、取りまとめブロック長(又は本部事務局)へ費用報告を行います。支払いはブロック長(又は本部事務局)が供給元へ直接支払います。

※災害発生時の対応フローを参考資料②-3(29ページ)に、災害発生時の対応チェックリストを参考資料③-3(32ページ)に添付。

# 6

## 自治体との協定締結について

### 1 協定とは

地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等(以下「福祉用具等」という。)物資を確保することに関する必要な事項を定めたもの。

### 2 協定締結までの一般的な流れ

- ①ブロック内で協定受け入れのための事前確認
- ②先方自治体との打合せ
- ③協定書内容の双方確認、確定
- ④協定締結

### 3 ブロック内での協定受け入れのための事前確認

協定締結後、締結先自治体との直接窓口はブロックとなります。そのためにブロック内で協定受け入れのための事前確認を行っていただく事は大変重要です。主に以下内容について事前確認をします。

#### ①『大災害時における福祉用具の地域連携マニュアル』の内容確認

本マニュアルでは、一般的な締結書式や対応手順など概要がわかるようになっています。ポイントとしては以下の通りです。

- 1 協定が発効する大災害の定義づけをしています。実質、自治体が物資を要請した段階で協定が発効します。
- 2 災害時は基本的にブロックが主体となって対応を行います。広域の災害となった場合は被災ブロックごとに対応を行いますが、連絡調整は本部が行います。
- 3 ブロック長は自治体からの窓口として役割分担や管理を担います。
- 4 自治体が望む供給物資をブロック内会員事業所で対応可能かを判断する必要があります。例えば、吸引器や酸素など会員事業所によっては取扱いが無い商品も考えられます。対応できないものは、本部へ相談してください。
- 5 対価はそれぞれの会員が設定している通常価格を基本とします。レンタルの場合は通常の介護保険レンタル価格とする事で、保険外レンタルから保険レンタルへの移行をスムーズに行えるようにします。
- 6 東北の震災時は車両の通行証の確保に時間がかかりました。災害時はスムーズな通行ができるよう、自治体側でどのような対応が可能なのか確認しておく必要があります。例えば香川県では県警の審査によって事前登録できる仕組みなどが存在します。
- 7 首都直下型地震の場合は、協会本部が機能しなくなる前提で、東北支部が基幹災害対策本部となります。
- 8 協定書の内容は自治体側のフォームであっても問題ありません。相互で内容を事前確認することになります。

## 9 避難所ごとの担当決定

災害時、自治体が設置する福祉避難所に福祉用具を納入します。そのため、予め避難所ごとにブロック会員の担当者を決定しておく必要があります。自治体より避難所リストを入手して作成し、ブロック内で認識共有を図ってください。

## 4 先方自治体との打合せ

打合せの事前に災害マニュアルを先方担当者に予め読んでおいていただくことで、当日の打合せがスムーズになります。打合せを行うポイントと流れは以下の通りです。

### ① 避難所担当会員事業所リストの確認

地図等イメージで示すことをお勧めします。

### ② 協定締結する物資の確認

### ③ 災害時の車両通行許可証やガソリン券などの存在、手続き方法などの確認

### ④ 双方の窓口、連絡先の確認

### ⑤ 協定書内容の双方意向確認

### ⑥ 締結の方法

①書面郵送取り交わし ②締結式

●先方参加者(役職等)確認。その上で協会側も参加者を決定。

●日程候補日の検討。

●取り交わし方法の確認。選択肢は下記の通り。①を推奨します。

①押印済の協定書を書面取り交わし ②締結式にて押印等

### ⑦ 報道機関(TV、新聞等)へのPR 確認

## 5 協定書内容の双方確認、確定

協会本部において内容を確認させていただきます。

## 6 協定締結

締結された協定書の控えは協会本部までお送りください。

7

## 報道機関対応

### 1 平時

被災地の被害状況を伝える手段として、報道機関等から情報発信していただくことはとても大切です。

情報発信に一貫性を持たせるために、なるべく協会組織での対応を心がけましょう。

事前に、ブロック内での報道機関対応担当等を取り決めておいてください。

### 2 災害中

物資供給の妨げにならない程度での、対応を心がけましょう。情報発信に一貫性を持たせるために、なるべく協会本部又はブロック内の報道機関担当での対応を心がけましょう。

また、要配慮者の個人情報やプライバシー、そして心のケアに留意しましょう。

### 3 災害後

災害後も要配慮者の個人情報やプライバシー、そして心のケアに留意しましょう。

資料編

# 1

## 対価の取扱いについて

### 1 対価の決定について

#### ①販売が想定されるもの

福祉用具等の販売が想定されるものについてはそれぞれの会員が設定している通常価格を基本とします。

#### ②レンタルが想定されるもの

貸与利用の場合においてはそれぞれの会員が設定している介護保険レンタル価格を基本とします。

#### ③運搬費用について

実費での取り扱いと致します。

### 2 対価の請求について

自治体から（上記の手続きと項目で）要請のあった物品や業務については、その実費が支払われます。ただし、状況から相当期間後の精算と考慮ください。

### 3 その他の要請について

その他の要請（協定未締結自治体・他団体等）についてはブロック長、支部長、基幹災害対策本部の協議の上、対応を決定します。

個人からの要請については、個別に会員企業の対応と致します。対応困難ケースについては前線災害対策本部にご相談下さい。

# 2

## 広域災害支援依頼体制

広域災害の場合、下記表の支援体勢で連携を図ります。

### ■(支部) 支援依頼体制

No.	支部	支援依頼支部	
		第一	第二
1	北海道支部	東北支部	北関東支部
2	東北支部	北関東支部	北海道支部
3	北関東支部	東北支部	東京支部
4	東京支部	北関東支部	南関東支部
5	南関東支部	東京支部	東海北陸支部
6	東海北陸支部	近畿支部	南関東支部
7	近畿支部	東海北陸支部	中国支部
8	中国支部	近畿支部	九州沖縄支部
9	四国支部	中国支部	近畿支部
10	九州沖縄支部	中国支部	近畿支部

### ■(ブロック) 支援依頼体制

No.	ブロック	支援依頼ブロック		
		第一	第二	第三
1	北海道	青森県	秋田県	岩手県
2	青森県	岩手県	秋田県	宮城県
3	秋田県	山形県	青森県	岩手県
4	岩手県	宮城県	秋田県	青森県
5	山形県	宮城県	福島県	秋田県
6	宮城県	山形県	福島県	岩手県
7	福島県	宮城県	山形県	栃木県
8	新潟県	福島県	長野県	群馬県
9	茨城県	千葉県	埼玉県	福島県
10	栃木県	埼玉県	群馬県	茨城県
11	群馬県	埼玉県	栃木県	長野県
12	埼玉県	群馬県	茨城県	栃木県
13	千葉県	東京都	埼玉県	茨城県
14	東京都	千葉県	埼玉県	神奈川県
15	山梨県	長野県	静岡県	神奈川県
16	神奈川県	東京都	山梨県	静岡県
17	長野県(北部)	新潟県	群馬県	埼玉県
	長野県(南部)	山梨県	岐阜県	愛知県
18	静岡県	愛知県	山梨県	神奈川県
19	愛知県	静岡県	岐阜県	三重県
20	岐阜県	愛知県	長野県	三重県
21	富山県	石川県	岐阜県	福井県
22	石川県	富山県	福井県	岐阜県
23	福井県	岐阜県	石川県	滋賀県
24	三重県	愛知県	岐阜県	滋賀県
25	滋賀県	京都府	大阪府	岐阜県
26	京都府	大阪府	兵庫県	滋賀県
27	奈良県	大阪府	和歌山県	京都府
28	大阪府	京都府	奈良県	兵庫県
29	和歌山県	大阪府	奈良県	徳島県
30	兵庫県	大阪府	京都府	岡山県
31	岡山県	兵庫県	広島県	香川県
32	広島県	岡山県	山口県	愛媛県
33	鳥取県	岡山県	広島県	島根県
34	島根県	広島県	鳥取県	山口県
35	山口県	広島県	福岡県	島根県
36	香川県	徳島県	兵庫県	岡山県
37	徳島県	香川県	愛媛県	兵庫県
38	高知県	徳島県	愛媛県	香川県
39	愛媛県	香川県	広島県	高知県
40	福岡県	佐賀県	大分県	山口県
41	大分県	福岡県	熊本県	宮崎県
42	佐賀県	福岡県	長崎県	大分県
43	長崎県	佐賀県	熊本県	福岡県
44	熊本県	大分県	福岡県	宮崎県
45	宮崎県	熊本県	鹿児島県	大分県
46	鹿児島県	熊本県	宮崎県	福岡県
47	沖縄県	鹿児島県	福岡県	大分県

# 3

## 一般社団法人日本福祉用具供給協会 基幹災害対策本部

### 東京本部基幹災害対策本部

本部長	理事長	本部長代行	事務局長
電話	03-6721-5222(協会事務局)	FAX	03-3434-3414
E-mail	jimukyoku@fukushiyogu.or.jp		
担当部署	日本福祉用具供給協会事務局		
災害時携帯電話	090-8310-9157		

# 4

## 首都圏直下型地震発生時における 基幹災害対策本部機能の移転について

首都圏直下型地震が発生し、東京都港区の協会事務局が多大な被害を受けた場合は本部機能が失われます。その際は災害を受けていない地方に基幹災害対策本部を速やかに移転する必要があるため、移転先として東北支部に基幹災害対策本部を置くこととします。尚、対策本部長は理事長とし、本部長代行は東北支部長が選任した者とします。

### 1 移転先の決定

対策本部長は、東京事務局が被災し業務が出来ないと判断した場合は、速やかに対策本部機能を東北に移転します。また、基幹災害対策本部を移転した時は、速やかに厚生労働省、各支部、各ブロックに基幹災害対策本部移転の連絡を行います。

### 2 基幹災害対策『東北』本部

本部長	理事長	本部長代行	宮城県ブロック長
電話	022-745-1311 (株)ジェー・シー・アイ		
災害時連絡先	電話:090-8310-8707 FAX:022-745-1312		

(令和7年1月1日現在)

# 5

## 協定書標準様式

### 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

(趣旨)

#### 第1条

【自治体名】(以下「甲」という。)と一般社団法人日本福祉用具供給協会(以下「乙」という。)とは、【自治体名】内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等(以下「福祉用具等」という。)物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

#### 第2条

この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(福祉用具等物資供給の協力要請)

#### 第3条

災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

(福祉用具等物資供給の協力実施)

#### 第4条

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(福祉用具等物資の内容)

#### 第5条

甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。  
2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続)

#### 第6条

甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書(以下「要請書」という。)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

(引渡し)

## 第7条

福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

## 第8条

福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

(福祉用具等物資の運搬)

## 第9条

福祉用具等物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

(車両の通行)

## 第10条

甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

(配慮事項)

## 第11条

甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難指示その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

また、物資を避難所へ搬入するにあたり感染症対策の観点から、乙は一般的な対策（マスクの着用、消毒液の使用等）を講じるものとするが、甲は避難所を管理する立場から避難所全体の感染症対策に配慮するものとし、乙に対しても必要に応じて適切な指示を行うものとする。

(損害の負担)

## 第12条

本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(費用)

## 第13条

第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(情報連絡体制の確認)

#### 第14条

甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月1日の担当者を別記様式「災害時における福祉用具等の供給に関する連絡責任者」に準じて報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

#### 第15条

乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

#### 第16条

この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

#### 第17条

本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲 ○○県○○市○○町1番地

【自治体名】

【長の役職名】 ○ ○ ○ ○

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

理事長 小野木 孝二

## 別表(第5条関係)

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト 等
------------	---

## 別記様式(第6条関係)

要請NO	-															
<b>福祉用具等物資供給要請書</b>																
年      月      日																
一般社団法人 日本福祉用具供給協会																
理事長	様															
【自治体名】 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 10px;">印</span>																
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定第6条及び第11条に基づき、 下記のとおり物資の供給を要請します。																
記																
<b>1. 緊急に物資供給の必要が生じた理由</b>																
<b>2. 供給を必要とする物資の内容</b>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="text-align: left;">必要とする物資の内容</th><th style="text-align: center;">数量</th><th style="text-align: center;">備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>ベッドセット(マットレス・サイドレール込み)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自走型車いす (普通型)</td><td></td><td></td></tr><tr><td> </td><td></td><td></td></tr><tr><td> </td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		必要とする物資の内容	数量	備考	ベッドセット(マットレス・サイドレール込み)			自走型車いす (普通型)								
必要とする物資の内容	数量	備考														
ベッドセット(マットレス・サイドレール込み)																
自走型車いす (普通型)																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tbody><tr><td style="width: 50%;">ベッドセット(マットレス・サイドレール込み)</td><td style="width: 50%;"></td></tr><tr><td>自走型車いす (普通型)</td><td></td></tr><tr><td> </td><td></td></tr><tr><td> </td><td></td></tr></tbody></table>		ベッドセット(マットレス・サイドレール込み)		自走型車いす (普通型)												
ベッドセット(マットレス・サイドレール込み)																
自走型車いす (普通型)																
<b>3. 引き渡し場所</b>																
名 称:	担 当 者:															
電話番号: ( )	携帯番号: ( )															
<b>4. 連絡先</b>																
名 称:	担 当 者:															
電話番号: ( )	携帯番号: ( )															
<b>5. 確認事項</b>																
<input type="checkbox"/> 供給先の通電状況及び搬入通路幅 <input type="checkbox"/> 供給先までの道路状況 <input type="checkbox"/> 供給にあたっての安全確認																
以上																

別記様式(第14条関係)

令和〇年度 災害時における福祉用具等の供給に関する連絡責任者

**【自治体名】**

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

《自治体名》	部署名	
	担当者名／役職名	
	TEL	
	FAX	
	携帯(夜間・緊急)	
	E-mail	
	部署名	
	担当者名／役職名	
	TEL	
	FAX	
〈日本福祉用具供給協会〉	携帯(夜間・緊急)	
	E-mail	
	部署名	本部事務局
	担当者名／役職名	/
	TEL	03-6721-5222
	FAX	03-3434-3414
	携帯(夜間・緊急)	090-8310-9157
	E-mail	jimukyoku@fukushiyogu.or.jp
	部署名	〇〇県ブロック
	所属先会社名	〇〇〇〇(株) 〇〇営業所
〈日本福祉用具供給協会〉	担当者名／役職名	福祉太郎／所長
	TEL	
	FAX	
	携帯(夜間・緊急)	
	E-mail	

(敬称略)

## 6

## 参考資料①

## 備蓄や保管・持ち運びに便利な 福祉用具等のカテゴリリスト（イメージ）

被災によって必要となる用具は、経過時間、場所、被災の類型（寸断したライフライン）等によって異なります。そのイメージとしてカテゴリリストを下表に示します。このカテゴリリストは災害時、一般的に必要とされる物資を示したものであり、災害時協定において供給できる福祉用具リストではありませんのでご留意ください。

なお、最新版は <https://www.fukushiyogu.or.jp/saigaikyoutei/index.php> に掲載しています。



介護保険の福祉用具貸与事業者である当協会会員がレンタル用で保有している用具は赤字で記載しています。

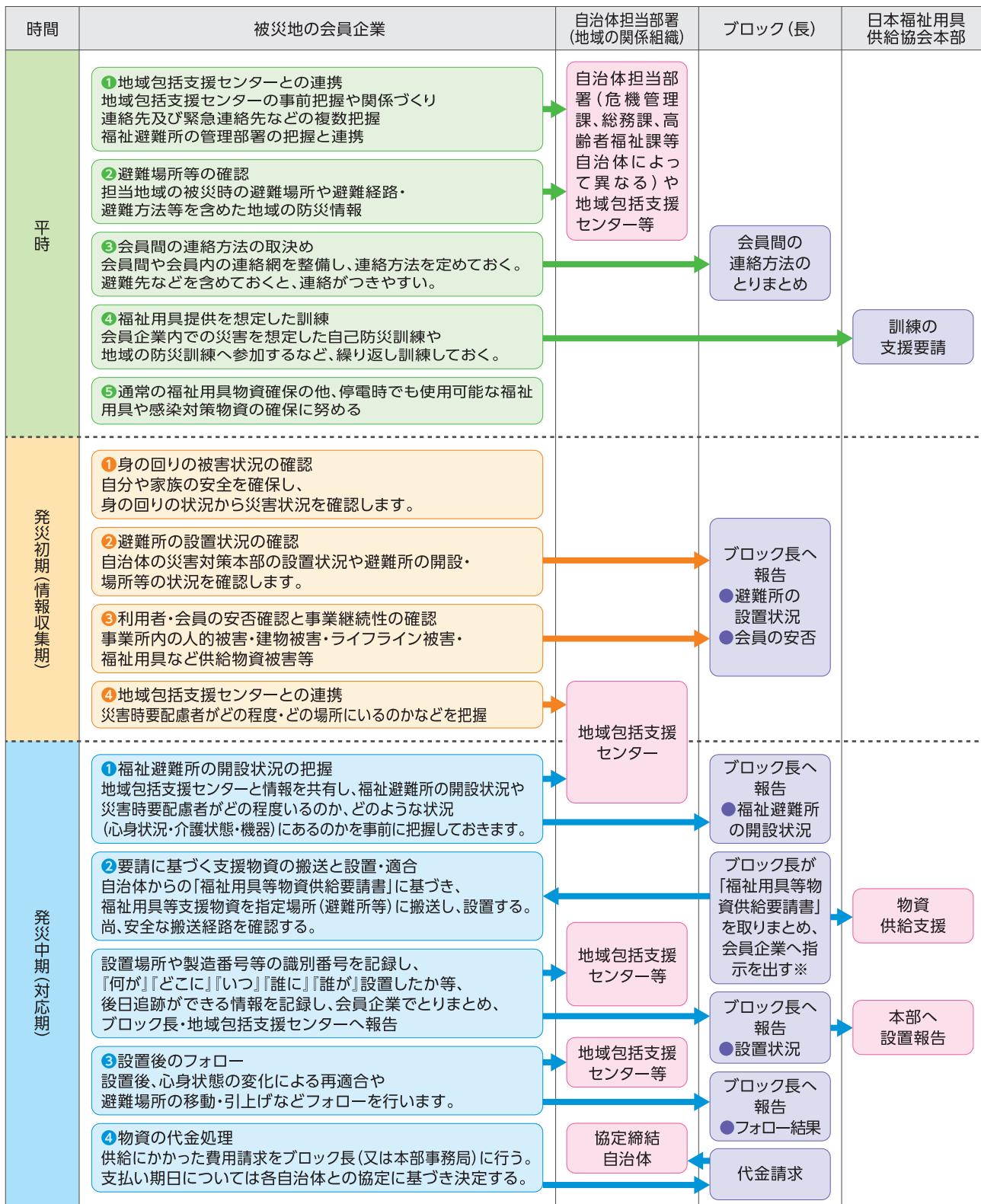
時間	場所	分類1	分類2	分類3	用具	常時	停電時	断水時
発災時	避難開始場所	身体保護			頭部保護帽、折りたたみベッド	△	-	-
			水平移動		車椅子（メンテナンスフリー且保管コンパクト）	○	-	-
					レスキューカー JINRIKI 搬送補助具	○	-	-
			垂直移動		階段昇降 かつぎ道具 担架 など	○	-	-
	被災現場	救護			2分割ストレッチャー 担架 など	△	-	-
	指定避難所	食事			とろみ剤（使い切りタイプ） 非常食 飲料水	△	-	◎
					ディスポの下着 紙おむつ	◎	-	-
			排泄用具		仮設トイレ 災害用ポータブル	△	-	◎
					災害用テント	△	-	-
		清潔用品			洗髪機	△	◎	◎
		福祉用具	移動支援		車椅子 杖 歩行器 靴 スロープ マットレス	○	-	-
			他		徘徊感知機（バッテリー式）	△	○	-
	約3日以降	福祉避難所	その他		仕切り 毛布	◎	-	-
					投光器	-	◎	-
					非常用バッテリー 発電機	-	◎	-
			食事		とろみ剤（使い切りタイプ） 非常食	△	-	-
			衣料品		ディスポの下着 紙おむつ	◎	-	-
			排泄用具		災害用テント	△	-	-
					仮設トイレ 災害用ポータブル	△	-	◎
			清潔用品		洗髪機	△	◎	◎
					ドライシャンプー	△	-	◎
			福祉用具	移動支援	車椅子 杖 歩行器 靴	○	-	-
					スロープ 2分割ストレッチャー	○	-	-
				寝台	ベッド	○	-	-
					マットレス 体位変換器	○	-	-
			てすり		立ち上がり手すり	○	-	-
			他		徘徊感知機（バッテリー式）	○	-	-
			医療機器		吸引器（バッテリー付） など	△	-	-
			その他		投光器	○	◎	-
					非常用バッテリー 発電機	-	◎	-

※記号の見方:◎ないと困るもの、○準備した方がよいもの、△必要に応じて（停電時・断水時は、追加で必要なもののみ記載）  
※福祉避難所が開設される前の指定避難所においては、福祉避難所と同等の福祉用具が必要となる場合があります。

## 7

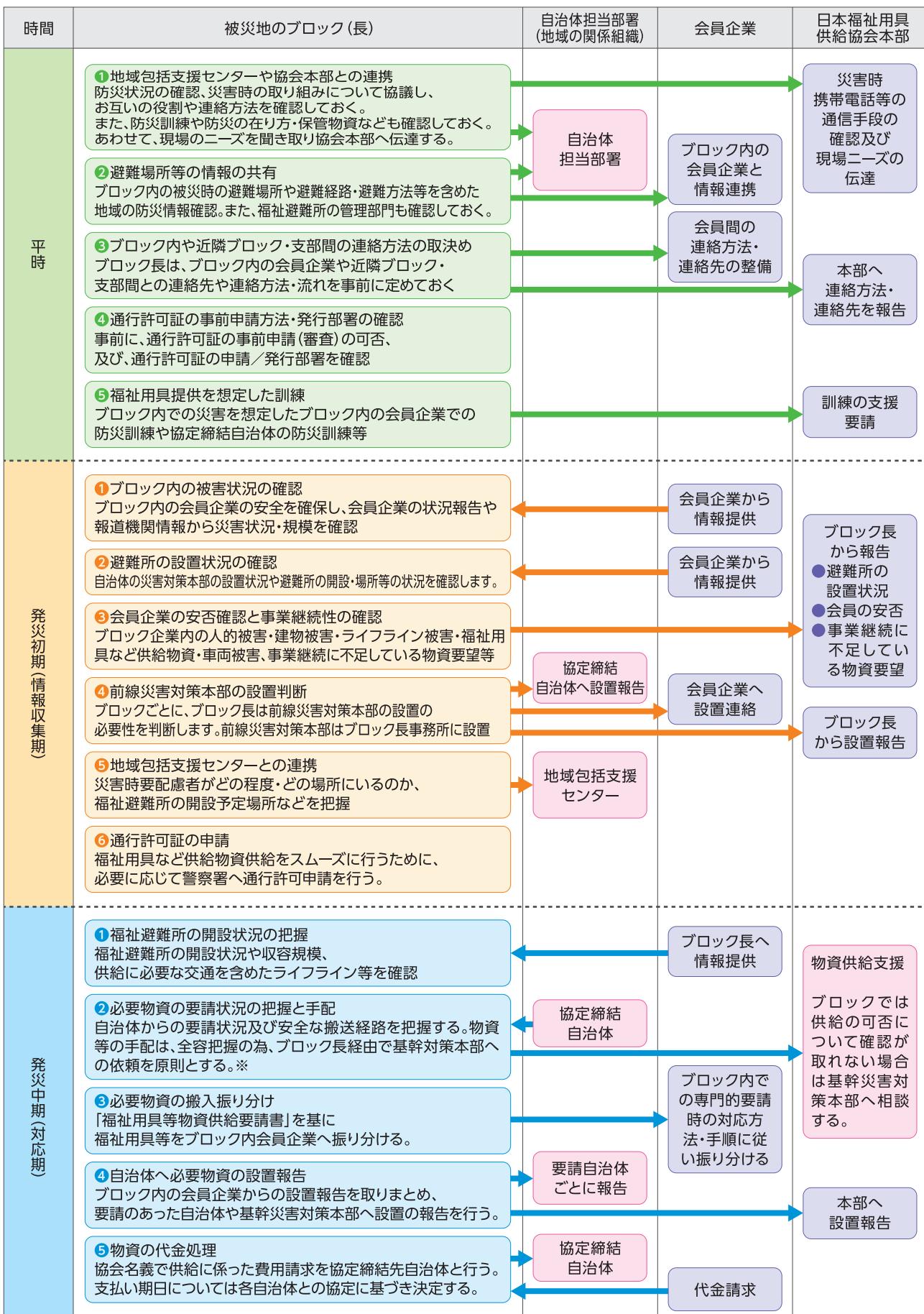
## 参考資料② 災害発生時の対応フロー

## ②-1 &lt;会員企業編&gt;



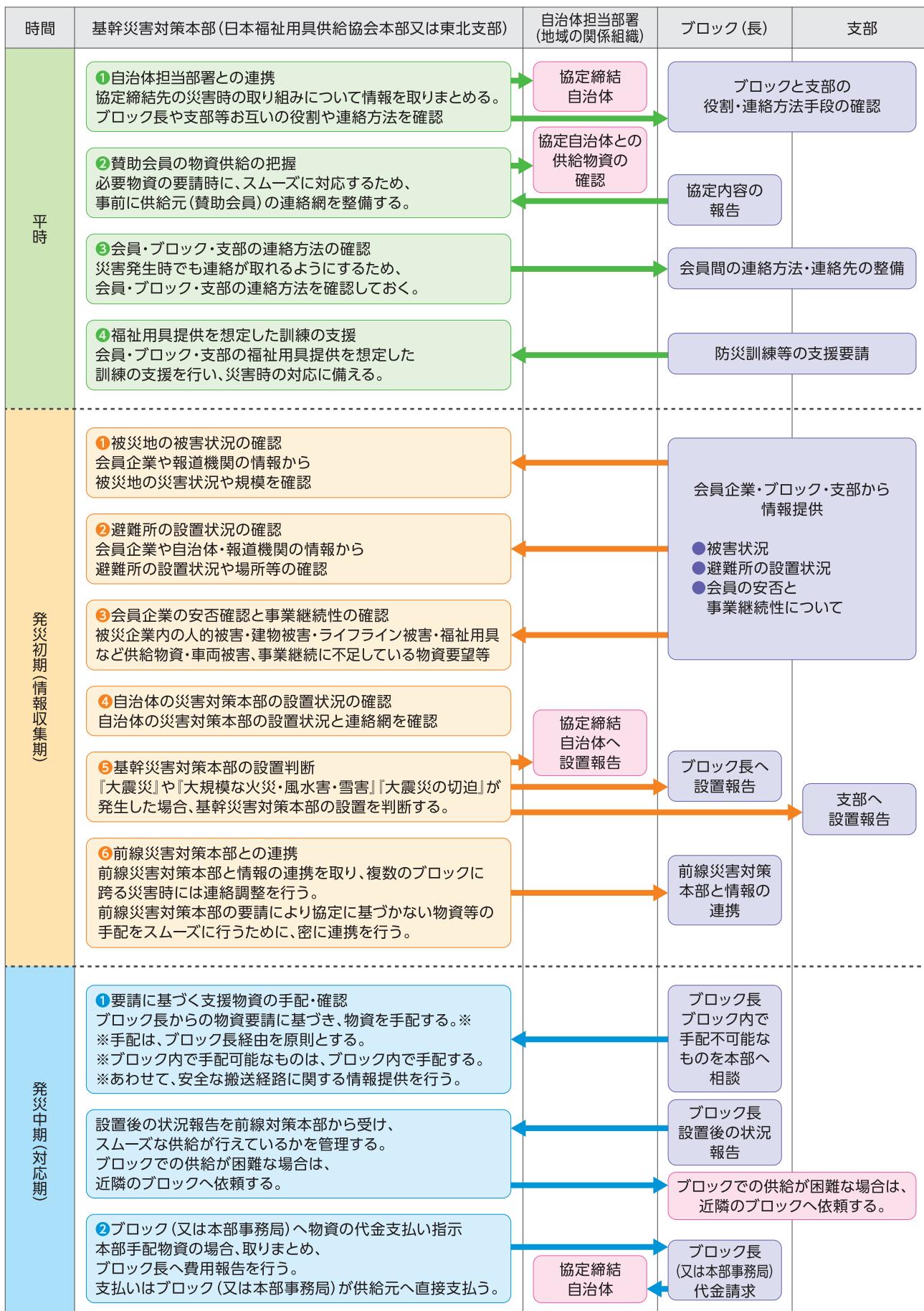
※口頭・電話等での要請時は「福祉用具等物資要請書」の様式に定める情報収集を行うこと。

## ②-2 <ブロック(長)編>



※口頭・電話等での要請時は「福社用具等物資要請書」の様式に定める情報収集を行うこと。

## ②-3 <基幹災害対策本部(日本福祉用具供給協会本部又は東北支部)編>



※口頭・電話等での要請時は「福祉用具等物資要請書」の様式に定める情報収集を行うこと。

# 8

## 参考資料③ 災害発生時の対応チェックリスト

### ③-1 <会員企業編>

いつ	チェック	チェック項目	誰が	誰と	何をする	報告先
平時	<input type="checkbox"/>	地域包括支援センターとの連携	会員企業 会員従業員	地域包括支援センター	①地域包括支援センターの事前把握や関係づくり ②連絡先及び緊急連絡先などの複数把握 ③福祉避難所の管理部署の把握と連携	
	<input type="checkbox"/>	避難場所等の確認		地域包括支援センター	担当地域の被災時の避難場所や避難経路・避難方法等を含めた地域の防災情報の確認	
	<input type="checkbox"/>	会員間の連絡方法の取決め		会員企業 会員従業員	会員間や会員内の連絡網を整備し、連絡方法を定めておく。 避難先などを含めておくと、連絡が付きやすい。	ブロック長
	<input type="checkbox"/>	福祉用具提供を想定した訓練		地域包括支援センター 会員企業内	会員企業内での災害を想定した自己防災訓練や地域の防災訓練へ参加するなど、繰り返し訓練しておく。	
	<input type="checkbox"/>	物資の確保			通常の福祉用具物資確保の他、停電時でも使用可能な福祉用具や感染対策物資の確保に努める	
発災初期(情報収集期)	<input type="checkbox"/>	身の回りの被害状況の確認	会員企業	会員従業員	自分や家族の安全を確保し、身の回りの状況から災害状況を確認します。	
	<input type="checkbox"/>	避難所の設置状況の確認		地域包括支援センター マスコミ情報	自治体の災害対策本部の設置状況や避難所の開設・場所等の状況を確認します。	ブロック長
	<input type="checkbox"/>	利用者・会員の安否確認と事業継続性の確認		会員企業	事業所内的人的被害・建物被害・ライフライン被害・福祉用具など供給物資被害等	ブロック長
	<input type="checkbox"/>	地域包括支援センターとの連携		地域包括支援センター	災害時要配慮者がどの程度・どの場所にいるのかなどを把握	
発災中期(対応期)	<input type="checkbox"/>	福祉避難所の開設状況の把握	会員企業 会員従業員 ブロック長 地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センターと情報を共有し、福祉避難所の開設状況や災害時要配慮者がどの程度いるのか、どのような状況(心身状況・介護状態・機器)にあるのかを事前に把握しておきます。	ブロック長
	<input type="checkbox"/>	要請に基づく支援物資の搬送と設置・適合			自治体からの「福祉用具等物資供給要請書」に基づき、福祉用具等支援物資を指定場所(避難所等)に搬送し、設置する。 尚、安全な搬送経路を確認する。 ※ブロック長が「福祉用具等物資供給要請書」を取りまとめ、会員企業へ指示を出す。	
	<input type="checkbox"/>	設置情報の記録			設置場所や製造番号等の識別番号を記録し、『何が』『どこに』『いつ』『誰に』『誰が』設置したか等、後日追跡ができる情報を記録し、会員企業でとりまとめ、ブロック長・地域包括支援センターへ報告。	ブロック長 地域包括支援センター
	<input type="checkbox"/>	設置後のフォロー		地域包括支援センター	設置後、心身状態の変化による再適合や避難場所の移動・引上げなどフォローを行います。	ブロック長
	<input type="checkbox"/>	物資の代金処理		ブロック長	供給にかかった費用請求をブロック長又は本部事務局に行う。支払い期日については各自治体との協定に基づき決定する。	

### ③-2 <ブロック(長)編>

いつ	チェック	チェック項目	誰が	誰と	何をする	報告先
平時	<input type="checkbox"/>	地域包括支援センターや協会本部との連携	ブロック長	地域包括支援センター協会本部	防災状況の確認、災害時の取り組みについて協議し、お互いの役割や連絡方法を確認しておく。また、防災訓練や防災の在り方・保管物資なども確認しておく。あわせて、現場のニーズを聞き取り協会本部へ伝達する。	協会本部
	<input type="checkbox"/>	避難場所等の情報の共有		地域包括支援センター会員企業	ブロック内の被災時の避難場所や避難経路・避難方法等を含めた地域の防災情報確認。また、福祉避難所の管理部門も確認しておく。	
	<input type="checkbox"/>	ブロック内や近隣ブロック・支部間の連絡方法の取決め。		ブロック内会員企業	ブロック長は、ブロック内の会員企業や近隣ブロック・支部間との連絡先や連絡方法・流れを事前に定めておく。	協会本部
	<input type="checkbox"/>	通行許可証の事前申請方法・発行部署の確認		警察署	事前に、通行許可証の事前申請(審査)の可否及び、通行許可証の申請／発行部署を確認	
	<input type="checkbox"/>	福祉用具提供を想定した訓練		地域包括支援センター会員企業	ブロック内での災害を想定したブロック内の会員企業での防災訓練や協定締結自治体の防災訓練等	協会本部
	<input type="checkbox"/>	ブロック内の被害状況の確認		地域包括支援センター報道情報	ブロック内の会員企業の安全を確保し、会員企業の状況報告や報道機関からの情報から災害状況・規模を確認	
発災初期(情報収集期)	<input type="checkbox"/>	避難所の設置状況の確認	ブロック長	地域包括支援センター報道情報会員企業	自治体の災害対策本部の設置状況や避難所の開設・場所等の状況を確認します。	協会本部
	<input type="checkbox"/>	会員企業の安否確認と事業継続性の確認		会員企業	ブロック企業内の人的被害・建物被害・ライフライン被害・福祉用具など供給物資・車両被害、事業継続に不足している物資要望等	協会本部
	<input type="checkbox"/>	前線災害対策本部の設置判断		独自判断	ブロックごとに、ブロック長は前線災害対策本部の設置の必要性を判断します。前線災害対策本部はブロック長事務所に設置	協会本部
	<input type="checkbox"/>	地域包括支援センターとの連携		地域包括支援センター会員企業	災害時要配慮者がどの程度・どの場所にいるのか、福祉避難所の開設予定場所などを把握	協会本部
	<input type="checkbox"/>	通行許可証の申請		警察署	福祉用具など供給物資供給をスムーズに行うために、必要に応じて警察署へ通行許可申請を行う。	
	<input type="checkbox"/>	福祉避難所の開設状況の把握		地域包括支援センター会員企業	福祉避難所の開設状況や収容規模、供給に必要な交通を含めたライフライン等を確認	協会本部
発災中期(対応期)	<input type="checkbox"/>	必要物資の要請状況の把握と手配	ブロック長	地域包括支援センター	自治体からの要請状況及び安全な搬送経路を把握する。物資等の手配は、全容把握の為、ブロック長経由で機関対策本部への依頼を原則とする。 ※ブロック長が「福祉用具等物資供給要請書」を取りまとめ、会員企業へ指示を出す	協会本部
	<input type="checkbox"/>	必要物資の搬入振り分け		会員企業	「福祉用具等物資供給要請書」を基に福祉用具等をブロック内会員企業へ振り分ける。	
	<input type="checkbox"/>	自治体へ必要物資の設置報告		地域包括支援センター協会本部	ブロック内の会員企業からの設置報告を取りまとめ、要請のあった自治体や基幹災害対策本部へ設置の報告を行う。	協会本部
	<input type="checkbox"/>	物資の代金処理		地域包括支援センター会員企業	協会名義で供給に係った費用請求を協定締結先自治体と行う。支払い期日については各自治体との協定に基づき決定する。	協会本部

### ③-3 <基幹災害対策本部(日本福祉用具供給協会本部又は東北支部)編>

いつ	チェック	チェック項目	誰が	誰と	何をする	報告先
平時	<input type="checkbox"/>	地域包括支援センターとの連携	基幹灾害対策本部	地域包括支援センター ブロック長 ブロック会員	協定締結先の災害時の取り組みについて情報を取りまとめる。ブロック長や支部等お互いの役割や連絡方法を確認	
	<input type="checkbox"/>	賛助会員の物資供給の把握		賛助会員	必要物資の要請時に、スムーズに対応するため、事前に供給元(賛助会員)の連絡網を整備する。	ブロック長
	<input type="checkbox"/>	会員・ブロック・支部の連絡方法の確認		支部長 ブロック長	災害発生時でも連絡が取れるようにするため、会員・ブロック・支部の連絡方法を確認しておく。	支部長 ブロック長
	<input type="checkbox"/>	福祉用具提供を想定した訓練の支援		ブロック長 ブロック会員	会員・ブロック・支部の福祉用具提供を想定した訓練の支援を行い、災害時の対応に備える。	
発災初期(情報収集期)	<input type="checkbox"/>	被災地の被害状況の確認	基幹灾害対策本部	報道機関 ブロック長 ブロック会員	会員企業や報道機関の情報から被災地の災害状況や規模を確認	
	<input type="checkbox"/>	避難所の設置状況の確認		報道機関 ブロック長 ブロック会員	会員企業や自治体・報道機関の情報から避難所の設置状況や場所等の確認	
	<input type="checkbox"/>	会員企業の安否確認と事業継続性の確認		ブロック長 ブロック会員	被災企業内の人的被害・建物被害・ライフライン被害・福祉用具など供給物資・車両被害、事業継続に不足している物資要望等	
	<input type="checkbox"/>	自治体の災害対策本部の設置状況の確認		報道機関 ブロック長 ブロック会員	自治体の災害対策本部の設置状況と連絡網を確認	
	<input type="checkbox"/>	基幹災害対策本部の設置判断		独自判断	『大震災』や『大規模な火災・風水害・雪害』『大震災の切迫』が発生した場合、基幹災害対策本部の設置を判断する。	自治体 支部長 ブロック長
	<input type="checkbox"/>	前線災害対策本部との連携		支部長 ブロック長	前線災害対策本部と情報の連携を取り、複数のブロックに跨る災害時には連絡調整を行う。 前線災害対策本部の要請により協定に基づかない物資等の手配をスムーズに行うために、密に連携を行う。	支部長 ブロック長
発災中期(対応期)	<input type="checkbox"/>	要請に基づく支援物資の手配・確認	基幹灾害対策本部	賛助会員 会員企業	ブロック長からの物資要請に基づき、物資を手配する。 ※手配は、ブロック長経由を原則とする。 ※ブロック内で手配可能なものは、ブロック内で手配する。 ※あわせて安全な搬送経路に関する情報提供を行う。	ブロック長
	<input type="checkbox"/>	要請に基づく支援物資の搬送と設置・適合の状況確認		ブロック長	設置後の状況報告を前線対策本部から受け、スムーズな供給が行えているかを管理する。ブロックでの供給が困難な場合は、近隣のブロックへ依頼する。	
	<input type="checkbox"/>	ブロックへ物資の代金支払い指示		賛助会員 ブロック長 会員企業	本部手配物資の場合、取りまとめ、ブロック長(又は本部事務局)へ費用報告を行う。支払いはブロック(又は本部事務局)が供給元へ直接支払う。	

## 内閣府政策統括官（防災担当）

避難生活担当、被災者生活再建担当、普及啓発・連携担当

※ 本資料は、「災害救助事務取扱要領」を補完する資料であり、「災害救助事務取扱要領」と併せてご覧いただくようお願いします。

### 災害救助法【制度概要】

昭和22年10月18日法律第118号  
平成25年10月厚生労働省より移管

#### 目的（第1条）

災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

#### 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、災害が発生した市町村の区域内において、現に救助を必要とする者に行う。（第2条第1項（法定受託事務））
- 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（第2条第2項）
- 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。（第13条第1項）
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。（応援に要した費用については、被災県に全額求償可能）

## ■災害対策法制上の位置付け

我が国の災害対策法制は、災害の予防、**発災後の応急期の対応**及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に**対応する主要な法律である。

### ■災害が発生するおそれがある場合の対応

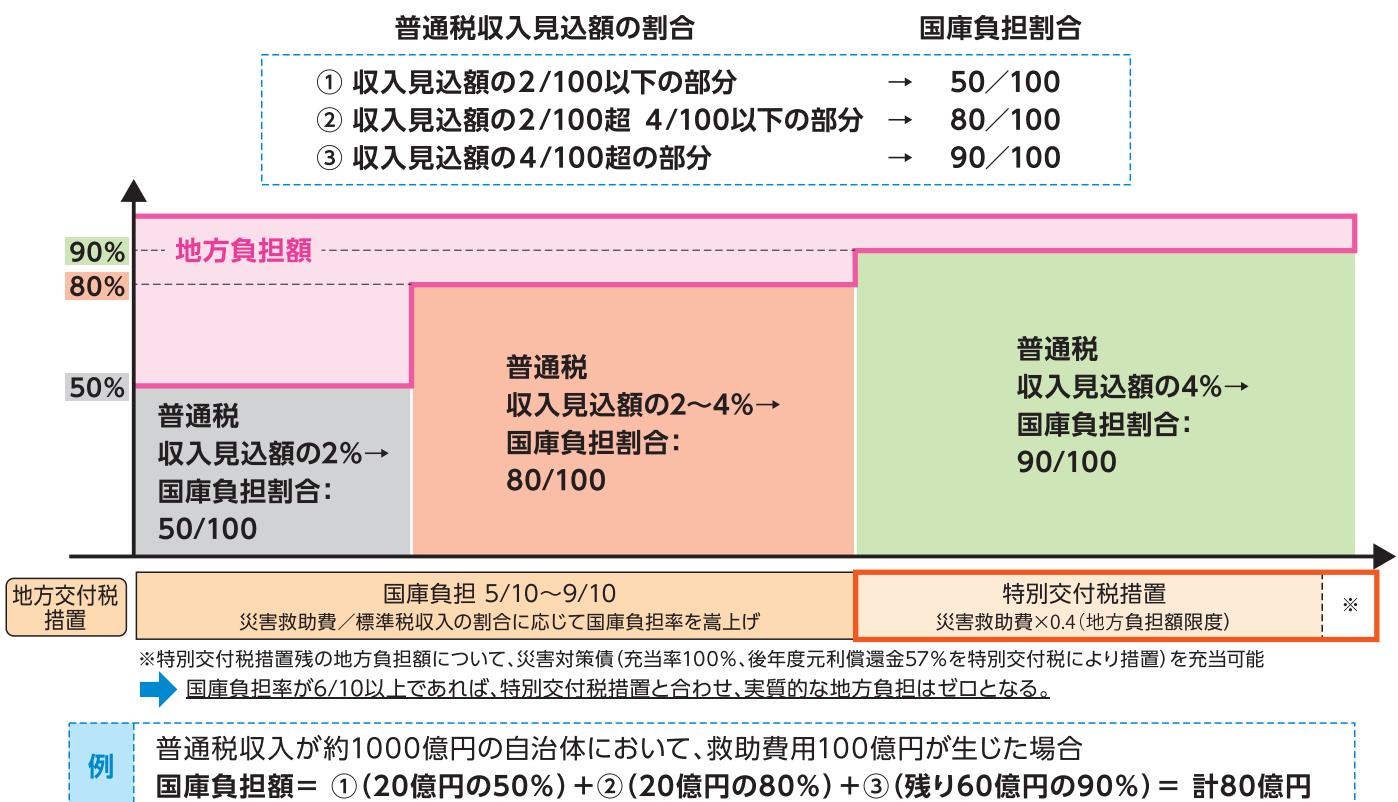


### ■災害が発生した場合の対応



		市町村(基礎自治体)	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 (基本法5条)	救助の後方支援、総合調整 (基本法4条)
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	救助の実施主体 (法2条) (救助実施の区域を除く(法2条の2))
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし (法21条)	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担) (法21条)

## ■災害救助費等負担金の国庫負担について



# 10

## 参考資料⑤ 令和6年能登半島地震に関する通知等

事務連絡  
令和6年1月29日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 医務主管課  
衛生主管課  
介護保険主管課

各都道府県・政令市精神保健福祉主管課 御中  
各都道府県災害救助担当主管課

厚生労働省老健局 総務課  
介護保険計画課  
高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

令和6年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の  
使用料等の取扱いについて

福祉避難所として開設された介護保険施設等に高齢者等の避難者が避難した場合、避難所として使用する場所(部屋)の使用料(室料)、避難者に対する食事・水等については、災害救助法における国庫負担の対象経費となりますので、管内市町村、関係団体等に周知されますようお願いいたします。

本取扱いについては、内閣府政策統括官(防災担当)に協議済みであることを申し添えます。

## 高齢者の避難先の費用負担について

- ✓ 福祉避難所として開設された、介護保険施設(GH含む)や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に高齢者等の避難者が避難した場合、避難所として使用する場所(部屋)の使用料(室料)、避難者に対する食事・水、避難所生活に要する物品等の供与に要した費用については、他の一般避難所と同様に災害救助法の対象
- ✓ これら介護保険施設等で提供する介護サービスについては、介護保険にて対応(自己負担について減免措置あり)

### 福祉避難所におけるサービス

(介護保険施設(GH含む)・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)

避難所の使用料、食費  
避難所の生活に要する物品費

介護サービス費(※)

《 災害救助法 》

《 介護保険 》

※介護サービス費の自己負担(原則1割)については減免対象

事務連絡  
令和6年2月27日

各都道府県介護保険担当主管部(局) 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

令和6年能登半島地震により指定居宅サービス事業所等が福祉避難所として開設された場合の取扱いについて

令和6年能登半島地震による避難生活のため、(介護予防)短期入所生活介護や(介護予防)短期入所療養介護等を利用し、区分支給限度基準額を超過した場合については、下記のとおり取扱うこととしますので、管内の介護サービス事業所等に周知を図るよう、よろしくお願いします。なお、要介護認定を受けておらず介護保険サービスの対象とならない者が、福祉避難所として開設された指定居宅サービス事業所等で避難生活した場合は、内閣府と都道府県が協議の上、災害救助費から支弁されます。

記

1 救助及び保険給付等に関する考え方の整理

災害発生後、災害救助法を適用した市町村において、指定居宅サービス事業所等が福祉避難所として開設された場合は、災害救助費の適用を受けるものであるが、指定居宅サービス事業所等として居宅サービス等を行う場合には、介護報酬を請求することとなる。具体的には、福祉避難所として救助を行う日については、内閣府と都道府県の協議の上、災害救助費から支弁され、指定居宅サービス事業所等として居宅サービス等を行う日については介護報酬を請求するものとする。

また、福祉避難所としての救助は、居宅サービスと支援内容が異なるため、ケアプラン等において、福祉避難所における救助と居宅サービス等が一体とならないよう留意するとともに、福祉避難所における救助内容は参考をご参照されたい。

※参考

福祉避難所を設置した場合に災害救助費として支弁されるのは、災害救助法による避難所の設置のために支出できる費用に当該地域における通常の実費を加算した額である。通常の実費とは例えば次のものをいう。

- (1) 福祉避難所対象者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる機械器具等(簡易洋式トイレなど)の借り上げに必要な経費
- (2) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材等の購入費
- (3) 概ね10人の福祉避難所対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置する経費

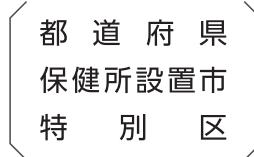
## 2 併設事業所等における取扱い等について

避難生活等をしている被災者が要介護者であって、当該短期入所生活介護や短期入所療養介護等を行っている事業所が介護保険施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設を併設等して運営している場合には、遡及して介護保険施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設におけるサービスを行っていたこととするなど柔軟な対応も可能である。その際、利用者には十分な説明を行うこと。

また、区分変更申請等を行うことで、災害時の被災者の状態像を適切に把握することも可能である。その際の認定の事務手続き等については、「被災高齢者の要介護認定事務の取扱い及び避難先における介護保険サービスの確保のための取扱いについて」(令和6年1月19日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡)等に示すとおり、柔軟に取り扱うことができる。

以上

事務連絡  
令和6年5月1日

各   
都道府県 医務主管課  
保健所設置市 衛生主管課  
特別区 介護保険主管課

各都道府県・政令市精神保健福祉主管課 御中  
各都道府県 災害救助担当主管課

厚生労働省老健局 総務課  
介護保険計画課  
高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

「令和6年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いに関するQ&Aについて」の一部更新について(その2)

「令和6年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いに関するQ&Aについて」(令和6年2月2日付け事務連絡)の別添「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いに関するQ&A」について、別添のとおり一部更新しましたので、貴管内市町村、関係団体等に周知されますようお願いいたします。

(令和6年2月2日付け事務連絡の別添から、下線部を更新)

なお、本取扱いについては、内閣府(防災担当)に協議済みであることを申し添えます。

## 令和6年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の 使用料等の取扱いに関するQ&A

令和6年2月2日  
(令和6年5月1日更新)

厚生労働省老健局 総務課  
介護保険計画課  
高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

**問1** 介護報酬の枠外である利用者の室料及び食費等に関する負担の取扱いについて、災害救助法における国庫負担の対象経費となるのか。

**〈答〉** 都道府県が施設等に避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助を委託した場合、その応急救助に要する費用については、避難者一律に災害救助法における国庫負担の対象経費となり得る。

**問2** 補足給付を受給している者に対する応急救助に要する費用についても災害救助法における国庫負担の対象経費となるのか。

**〈答〉** 問1のとおり、都道府県が施設等に避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助を委託した場合、その応急救助に要する費用については、避難者一律に災害救助法における国庫負担の対象となり得る。そのため、避難者が補足給付対象者であるか否かは関係なく、一律に災害救助法における国庫負担の対象経費となり得る。

**問3** 補足給付を受給している者については、災害救助法における国庫負担の対象額をどのように算定するのか。

**〈答〉** 補足給付は、低所得の方の負担軽減のため、本人からの申請に基づき、食費や居住費に関し、負担限度額を設け、基準費用額との差額を給付しているものである。  
災害救助法における国庫負担については、都道府県が施設等に避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助を委託した場合、その応急救助に要する費用について、避難者一律に災害救助法における国庫負担の対象となり得る。  
そのため、請求に応じ、両者から必要な額が支給されることとなる。

補足給付の対象者に係る災害救助法における国庫負担の対象額の算定においては、避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助に要した実費が対象となるものであるため、補足給付支給額を控除すること。

**問4** 利用者について、今回の震災を原因として要件の確認が遅れたため、後に補足給付の申請要件を満たしていることが判明したことから、特段の事情があると保険者で判断し、申請後、利用月に遡って支給した場合、災害救助法における国庫負担と調整する必要性はあるのか。

**〈答〉** 災害救助法における国庫負担については、都道府県が施設等に避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助を委託した場合、その応急救助に要する費用について、避難者一律に災害救助法における国庫負担の対象となり得る。  
そのため、請求に応じ、両者から必要な額が支給されることとなる。  
補足給付の対象者に係る災害救助法における国庫負担の対象額の算定においては、避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助に要した実費が対象となるものであるため、補足給付支給額を控除すること。

**問5** 避難者が、一時的な避難の期間中に介護保険による介護サービスを受けるため、福祉避難所として開設された介護保険施設等と契約を行った場合も、応急救助に要する費用は災害救助法における国庫負担の対象経費となるか。

**〈答〉** 災害救助法における国庫負担については、都道府県が施設等に避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助を委託した場合、その応急救助に要する費用について、避難者一律に災害救助法における国庫負担の対象となり得る。  
したがって、介護保険施設等との契約の有無が影響するものではない。

事務連絡  
令和6年5月8日

富山県  
福井県  
石川県  
新潟県  
介護保険主管部(局)

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課  
高齢者支援課

「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの  
利用料の取扱いに関するQ&A」の一部更新について(その4)

令和6年能登半島地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて、「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いに関するQ&A」(令和6年1月23日付け事務連絡)の別添「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いに関するQ&A」を、別添のとおり一部更新しましたので、貴管内市町村への周知等よろしくお願ひします。  
(令和6年3月25日付け事務連絡の別添から、下線部を更新)

## 令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの 利用料の取扱いに関するQ&A

令和6年1月23日  
(令和6年2月21日更新)  
(令和6年3月1日更新)  
(令和6年3月25日更新)  
(令和6年5月8日更新)

厚生労働省老健局介護保険計画課  
高齢者支援課

### 【利用料の還付について】

**問1** 住家の全半壊等により、利用料の免除に該当する被災者が、介護サービス事業所において利用料免除の申立てをせず利用料を支払った場合、利用料は返還されるのか。

**〈答〉** 猶予・免除の要件に該当している者が利用料の支払いを行った場合、被保険者が市町村に申請を行う方法により、市町村から支払った額の還付を受けることができる。

還付に当たっての具体的な手続については、各市町村の判断によって、事業所から被保険者へ返還する方法を基本とすることも考えられる。

この方法による場合、市町村から居宅介護支援事業所を経由するなどの方法によって各事業所に対して過誤申立や再請求を勧奨することとする。当該勧奨を受けた事業所は、国保連合会に対して過誤申立及び再請求を行うとともに、被保険者への返還を行うこととなる。

**問2** 利用料の還付手続きにはどのような書類が必要になるか。

**〈答〉** 利用料の免除の要件に該当する者がすでに介護サービス事業所に支払ってしまった利用料の還付手続きに当たっては、被保険者がお住まいの市町村に還付申請書(様式1を参考)を提出する必要がある。還付申請書を提出する際には、以下の書類を併せて提出する必要がある。

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方の場合  
罹災証明書(長期避難世帯については必要としない)
- ・主たる生計維持者が死亡した場合  
死亡診断書、警察の発行する死体検案書
- ・主たる生計維持者が重篤な傷病(※)を負った方の場合  
医師の診断書 ※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合  
警察に提出した行方不明の届出の写しなど

- ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合  
　　公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合  
　　雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

具体的な運用の詳細については、各保険者において適宜判断していただくこととなる。

- ※ 上記取扱いについては、利用料免除証明書の交付が完了していない期間（利用料免除証明書の発行の受付を開始していない期間を含む。）における取扱いとする。免除証明書の交付が行われた場合には、上記の書類に代えて、
- ① 利用料免除証明書（市町村からの免除証明書の交付を申請していないときには、免除申請書とその添付書類）
  - ② 介護サービス事業所等が発行した領収証等、支払った利用料の額が確認できる書類の両方を提出する必要がある。と補足給付が重複したものとなることはない。

**問3** 還付額は、領収証に記載されている金額を還付するのか、それともレセプト情報から自己負担分を計算するのか。

**〈答〉** 領収証により利用料の金額を確認して還付していただくことになる。

**問4** 領収証の紛失、または介護サービス事業所が被災した場合等により、対象の被保険者が負担した利用料の金額の確認が取れない場合はどうなるのか。

**〈答〉** 領収証を紛失した場合であっても、可能な限り、領収証の再発行等により支払った利用料の金額が確認できる書類を求める必要があるが、介護サービス事業所が廃業している等の理由により、支払った利用料の金額の確認が困難である場合は、介護サービス事業所等に電話することやレセプト情報等により市町村において利用料の金額を確認して還付していただくことになる。

**問5** 免除の対象となる利用料はいつ時点からか。

**〈答〉** 令和6年能登半島地震による災害に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された日以降の利用料が対象となる。  
また、特別調整交付金の財政支援についても、災害救助法の適用された以降の利用料について実施することとしている。

**問6** 高額介護サービス費の自己負担限度額以上の負担をした者から還付申請が行われた場合、利用料の免除と高額介護サービス費の支給のどちらが優先されるのか。また、審査支払機関から請求され既に高額介護サービス費として支出している場合は振替が必要なのか。

**〈答〉** 利用料の免除が優先される。また、既に高額介護サービス費が支給されている場合は、利用料の免除として振り替えれば、財政支援の対象とする。

## 【利用料免除に係る免除基準について】

**問7** 住家の全半壊のみならず、一部損壊の場合でも猶予・免除してよいか。

**〈答〉** 災害救助法が適用された市町村の被保険者であって、「住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨」の申し立てをした者については、免除・猶予の対象とすることとしており、「これに準ずる場合」については、対象となる住家の被災状況に鑑み、市町村において、個別に判断いただくことになる。

**問8** 長期避難世帯は利用料免除の対象となるのか

**〈答〉** 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯に認定された場合、免除要件である「住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方」の「これに準ずる被災をされた方」に該当するため、利用料免除の対象として差し支えない。

また、長期避難世帯と認定されていない場合においても、長期にわたり自らの住居に居住できない事実その他の事情を勘案したうえで、保険者において免除が必要と判断する場合は、利用料免除の対象として差し支えない。

**問9** 要件の①で、「住家」となっているが、特養の施設入所者の住家は対象になるか。

**〈答〉** 免除の対象とするか否かは、生活の本拠としていた住宅について、全半壊やそれに準ずる被害を受けた場合と同程度の被災状況であるかについて、被保険者の経済的損失と生活環境の劇的な変化の観点から、各市町村において判断されたい。

**問10** 災害救助法適用地域の施設入所者が、入所する施設が被災したことにより、別の施設に入所することになった場合にも対象となるか。

**〈答〉** 免除の対象とするか否かは、生活の本拠としていた住宅について、全半壊やそれに準ずる被害を受けた場合と同程度の被災状況であるかについて、被保険者の経済的損失と生活環境の劇的な変化の観点から、最終的には各保険者において判断いただくこととなるが、被災した介護保険施設等の入所者が、一時的に別の介護保険施設等に避難している場合についても、対象となり得る。

**問11** 「主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨」の申し立てをした者については、猶予・免除の対象とすることとしているが、「収入」には何が含まれるのか。失業給付は含まれるのか。

**〈答〉** 「現在収入がないもの」とは、失職前の給与収入が失われ、従前所得を保障するための失業給付や傷病手当金等も受給していないことを意味する。したがって、義援金や、子ども手当、児童扶養手当、家賃収入、年金収入等は「収入」には含まれないが、失業給付は含まれる。

なお、収入金額や扶養家族の人数等を勘案し、十分な収入がないと保険者が判断する場合は、当該基準に準ずるものとして柔軟に対応しても差し支えない。

また、失業給付の受給期間が終了した場合は、収入がなくなったと認められるので、免除の対象となる。

**問12** 被災による直接の被害はないが、被災した取引先が倒産したことにより、結果的に業務を廃止せざるを得なくなった被保険者は、免除の対象となるか。

**〈答〉** 今回の被災と廃業等との間に個別具体的な因果関係があると判断できる場合は、免除として差し支えない。

**問13** 主たる生計維持者が兼業農家であり、被災によって農業収入は無くなつたが、雇用は継続しているため給与収入がある場合は免除の対象となるのか。また、失職して給与収入は無くなつたが、事業は継続しており事業収入がある場合も同様か。

**〈答〉** いずれの場合も免除の対象となる。

**問14** 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費についても、猶予・免除の対象となるか。

**〈答〉** 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費についても、保険者の判断により、利用者における自己負担額を猶予・免除することが可能である。免除を行う場合、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に当たっては、利用者の自己負担額を含めた全額を審査支払機関等が施工業者に直接支給することが考えられる。また、市町村は、事前申請を受け付ける際、当該利用者が猶予・免除の対象に当たるかについて確認を行うこと。なお、利用者による住宅改修費の支給申請においては、領収書の添付を不要として差し支えないこととし、住宅改修に要した費用の確認等に当たっては、その他の書類を用いるなど、柔軟に対応されたい。

**問15** 「令和6年能登半島地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて(その5)」(令和6年3月1日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡)において列挙されていない介護サービスに係る利用料についても、猶予・免除の対象となるか。

**〈答〉** 当該事務連絡ではサービスの利用料に係る規定を列挙しているが、これを準用する規定に係るサービスやいわゆる基準該当サービス等を、猶予・免除の対象から除く趣旨のものではない。そのため、例えば、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護等についても、利用料を猶予・免除の対象となる。

**問16** 令和6年能登半島地震により「主たる生計維持者が重篤な傷病を負った旨」を判断するにあたり、震災と重篤な傷病との関連性についてはどのように判断すればよいか。

**〈答〉** 医師の診断書から能登半島地震と傷病の関連性があることが読み取れる場合であれば、関連性を認めて差し支えない。

また、医師の診断書から能登半島地震との関連性があることが読み取れなくても、震災後に新たに重篤な傷病を発症したり、震災前後で症状が悪化し重篤な傷病を負ったと認められる場合には、明らかに震災との関連性が認められない場合を除き、重篤な傷病を負ったとみなして差し支えない。判断にあたり、必要に応じて家族等による申出や説明を求めるとして差し支えない。

なお、重篤な傷病とは、問2でお示ししているとおり、1ヶ月以上の治療を有すると認められる

ものをいうことに留意されたい。

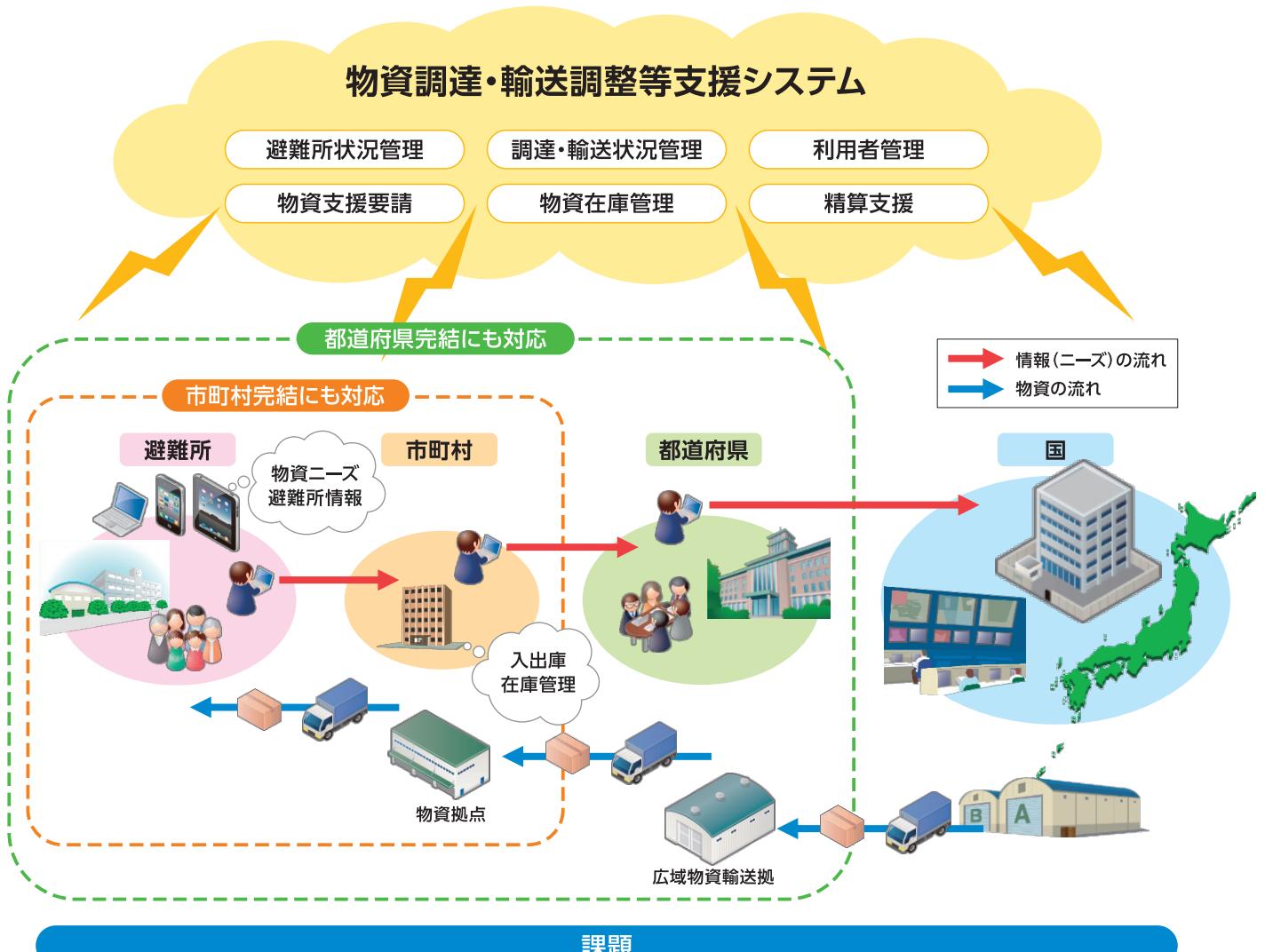
**問17** 医療機関等の窓口での支払いが猶予された者について、利用料免除の対象者の要件を満たしていることを保険者が確認できている場合において、事後的に被保険者に利用料免除申請書を提出させる必要があるか。

**〈答〉** 今般の免除等の対応は、令和6年能登半島地震の被害の大きさ等に鑑みた特例措置であり、被保険者や保険者の負担等の観点から、利用料免除申請書を事後的に被保険者から提出させる必要はない。

# 11

## 参考資料⑥ 物資調達・輸送調整等支援システム

- このシステムは、国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのもの
- 都道府県及び市町村の物資拠点や避難所の物資情報（ニーズ、調達・輸送状況等）を国・都道府県・市町村で共有できるよう開発し、2020年度より運用開始



- 電話・FAX等のやり取りが中心。
- 物資ニーズや物資輸送状況の迅速な全体把握や関係者間の情報共有が困難。
- 在庫が把握できず必要な物資量がわからない。

### システム導入のメリット

- 避難所物資ニーズのリアルタイムな把握共有が可能。ニーズに対するミスマッチの解消につながる。
- 物資の要請・輸送に係る情報を一元的に管理・共有できる。
- 自治体における平時の避難所および物資拠点の管理、備蓄物資の管理・情報共有に活用でき、災害時の初動対応を迅速化。

(出典) 内閣府 防災情報のページ





一般社団法人 日本福祉用具供給協会  
**大災害時における福祉用具の地域連携マニュアル**

令和7年1月改定

編集・発行 一般社団法人 日本福祉用具供給協会  
災害対策委員会

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-15 三電舎ビル4階

TEL 03-6721-5222 FAX 03-3434-3414

URL <http://www.fukushiyogu.or.jp>

E-mail [jimukyoku@fukushiyogu.or.jp](mailto:jimukyoku@fukushiyogu.or.jp)

